

指定介護老人福祉施設 高山ちどり別館 運営規程

第1章 総 則

(目的及び基本方針)

第1条 この規程は、社会福祉法人晋栄福祉会が運営する指定介護老人福祉施設 高山ちどり別館（以下「施設」という。）の運営及び利用について必要な事項を定め、施設の円滑な運営を図ることを目的とする。

2 施設は、入居者一人一人の意思及び人格を尊重し、施設サービス計画に基づき、入居者の居宅における生活への復帰を念頭に置いて、入居前の居宅における生活と入居後の生活が連続したものとなるよう配慮しながら、各ユニットにおいて入居者が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことを支援する。

3 施設は、地域や家庭との結び付きを重視した運営を行い、市町村、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者、他の介護保険施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努める。

4 施設は、入居者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じる。

5 施設サービスの提供に当たっては、法第百十八条の二第一項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努める。

(事業所の名称等)

第2条 施設の名称及び所在地は次のとおりとする。

(1) 名 称：高山ちどり別館

(2) 所在地：奈良県生駒市高山町 8030 番地

(入居定員)

第3条 施設の入居定員は 50 名とする。

ユニット数は 5 ユニットとし、ユニットごとの入居定員は 10 名とする。

第2章 職員及び職務分掌

(従業者の職種、員数及び職務の内容)

第4条 施設に勤務する職員の職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

(1) 施設長 (管理者)	1人	施設の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。
(2) 医師	1人以上	入居者の健康状況に注意するとともに、健康保持のための適切な措置をとる。
(3) 生活相談員	1人以上	入居者及び家族等からの相談に応じ、必要な助言その他の援助を行うとともに、職員に対する技術指導、関係機関との連絡調整等を行う。
(4) 看護職員	2人以上	入居者の日々の健康状態のチェック、保健衛生上の指導や看護を行う。
(5) 介護職員	17人以上	入居者の入浴、給食等の介助及び援助を行う。
(6) 管理栄養士又は 栄養士	1人以上	給食の献立の作成、入居者の栄養指導、調理員の指導等を行う。
(7) 機能訓練指導員	1人以上	機能の減衰を防止するための訓練を行う。
(8) 介護支援専門員	1人以上	施設サービス計画の作成を行う。
(9) 調理員	1人以上	献立に基づき、給食を調理し、配膳を行う。
(10) 事務職員	1人以上	必要な事務を行う。

(会議)

第5条 施設の円滑な運営を図るため、次の会議を設置する。

- (1) 部課長会議
- (2) 運営会議
- (3) フロア会議
- (4) 各委員会会議
- (5) その他の会議

2 会議の運営に必要な事項は、施設長が別に定める。

(重要事項の説明等)

第6条 施設は、施設サービスの提供の開始に際し、あらかじめ、入居申込者又はその家族に対し、条例第53条に規定する運営規程の概要、従業者の勤務の体制その他の入居申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該施設サービスの提供の開始について当該入

居申込者の同意を得る。

(提供拒否の禁止)

第7条 施設は、正当な理由がなく、施設サービスの提供を拒否しない。

(サービスの提供困難時の対応)

第8条 施設は、入居申込者が入院治療を必要とする場合その他入居申込者に対し自ら適切な便宜を提供することが困難であると認めた場合は、適当な病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院の紹介その他の適切な措置を速やかに講じる。

(受給資格等の確認)

第9条 施設は、施設サービスの提供の開始に際し、入居者の提示する被保険者証によって、被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間を確認する。

2 施設は、前項の被保険者証に認定審査会意見が記載されているときは、当該認定審査会意見に配慮して、施設サービスを提供するよう努める。

(要介護認定の申請に係る援助)

第10条 施設は、要介護認定の申請をしていないことにより要介護認定を受けていない入居申込者に対しては、当該入居申込者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行う。

2 施設は、入居者の受けている要介護認定の更新の申請が、遅くとも当該要介護認定の有効期間の満了日の30日前までに行われるよう必要な援助を行う。

(入退所)

第11条 施設は、身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅において介護を受けることが困難な者に対し、施設サービスを提供する。

2 施設は、入居申込者の数が入居定員の数から入居者の数を減じた数を超えて

- いる場合は、介護の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、施設サービスを受ける必要性が高いと認められる入居申込者を優先的に入居させるよう努める。
- 3 施設は、入居申込者の入居に際しては、その者に係る居宅介護支援事業者に対する照会等により、その心身の状況、過去の生活の状況、病歴、指定居宅サービス等の利用状況等の把握に努める。
 - 4 施設は、入居者の心身の状況、その置かれている環境等に照らし、その者が居宅において日常生活を営むことができるかどうかについて、生活相談員、介護職員、看護職員、介護支援専門員等の従業者間で定期的に協議するとともに、居宅において日常生活を営むことができると認められる入居者に対し、その者及びその家族の希望、退所後に置かれることになる環境等を勘案し、当該入居者の円滑な退所のために必要な援助を行う。
 - 5 施設は、入居者の退所に際しては、居宅サービス計画の作成等の援助に資するため、居宅介護支援事業者に対し必要な情報の提供に努めるほか、他の保健医療サービスを提供する者又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努める。

(サービスの提供の記録)

第12条 施設は、入居に際しては当該入居の日並びに入居する介護保険施設の種別及び名称を、退所に際しては当該退所の日を被保険者証に記載するとともに、施設サービスを提供した際には、提供した施設サービスの具体的な内容その他の必要な事項を記録する。

第3章 利用者に対する指定介護福祉施設サービスの内容及び利用料

(利用料等の受領)

- 第13条 施設は、法定代理受領サービスを提供した際には、入居者から利用料の一部として、施設サービス費用基準額から当該施設に支払われる施設介護サービス費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。
- 2 施設は、法定代理受領サービスに該当しない施設サービスを提供した際に入居者から支払を受ける利用料の額と施設サービス費用基準額との間に、不合理

な差額が生じないようにする。

3 施設は、前二項に定める額の支払を受けるほか、入居者から規則で定める費用の支払を受ける。

(1) 食事の提供に要する費用 【日額】

第1段階	第2段階	第3段階①	第3段階②	第4段階以上
300円	390円	650円	1,360円	1,645円

(2) 居住に要する費用 【日額】

第1段階	第2段階	第3段階	第4段階以上
880円	880円	1,370円	3,400円

上記の段階は介護保険料の段階層を示す。

【第1段階】 生活保護を受給している方。世帯（世帯を分離している配偶者を含む。以下同じ。）全員が市町村民税非課税である老齢福祉年金受給者。

【第2段階】 世帯全員が市町村民税非課税であって、年金収入金額と合計所得金額が80万円以下の方。

【第3段階】 世帯全員が市町村民税非課税で第2段階該当者以外の方。

【第4段階】 世帯に課税者がいる者。市町村民税本人課税者。

(3) 利用者が選定する特別な食事の提供を行ったことに伴い必要となる費用

(4) 理美容代金

(5) 医療機関等（病院、診療所、歯科診療所、薬局）一部負担金

(6) 指定介護老人福祉施設サービスにおいて提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものにかかる費用であって、利用者に負担させることが適当と認められるもの。

(7) 施設は、前各号に掲げる費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ入居者又はその家族に対し、当該サービス内容及び費用について説明を行い、入居者及び家族の同意を得るものとする。

第4章 運営に関する事項

(施設サービスの方針)

第14条 施設サービスは、入居者が、その有する能力に応じ、自らの生活様式及び生活習慣に沿って自律的な日常生活を営むことができるようにするため、施

設サービス計画に基づき、入居者の日常生活上の活動について必要な援助を行うことにより、入居者の日常生活を支援するものとして行う。

- 2 施設サービスは、各ユニットにおいて入居者がそれぞれの役割を持って生活を営むことができるよう配慮して行う。
- 3 施設サービスは、入居者のプライバシーの確保に配慮して行う。
- 4 施設サービスは、入居者の自立した生活を支援することを基本として、入居者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、その者の心身の状況等を常に把握しながら、適切に行う。
- 5 施設の従業者は、施設サービスの提供に当たっては、入居者又はその家族に対し、当該施設サービスの提供の方法その他必要な事項について、理解しやすいように説明を行う。
- 6 施設は、施設サービスの提供に当たっては、当該入居者又は他の入居者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束等を行わない。
- 7 施設は、前項の身体拘束等を行う場合は、その態様及び時間、その際の入居者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録する。
- 8 施設は、身体拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じる。
 - ① 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図る。
 - ② 身体拘束等の適正化のための指針を整備する。
 - ③ 介護職員その他の従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的に実施する。
- 9 施設は、提供する施設サービスの質の評価を行い、常にその改善を図る。

（施設サービス計画）

第15条 施設の管理者は、介護支援専門員に施設サービス計画の作成に関する業務を担当させるものとする。

- 2 前項の規定により施設サービス計画の作成に関する業務を担当する介護支援専門員（以下「計画担当介護支援専門員」という。）は、施設サービス計画の作

成に当たっては、入居者の日常生活全般を支援する観点から、当該施設の所在する地域の住民による自発的な活動によるサービス等の利用を施設サービス計画に含めるよう努めるとともに、入居者について、その有する能力、その置かれている環境等の評価を通じてその者が現に抱える問題点を明らかにし、当該入居者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上での課題を把握する。

- 3 計画担当介護支援専門員は、前項に規定する課題の把握（以下この条において「アセスメント」という。）に当たっては、当該入居者及びその家族に面接を行う。この場合において、計画担当介護支援専門員は、面接の趣旨を入居者及びその家族に対して十分に説明し、理解を得る。
- 4 計画担当介護支援専門員は、入居者の希望及びその者についてのアセスメントの結果に基づき、当該入居者の家族の希望を勘案して、当該入居者及びその家族の生活に対する意向、総合的な援助の方針、生活全般の課題、施設サービスに係る目標及びその達成の時期、内容並びに提供上の留意事項等を記載した施設サービス計画の原案を作成する。
- 5 計画担当介護支援専門員は、サービス担当者会議（入居者に対する施設サービスの提供に当たる他の担当者（以下この条において「担当者」という。）を招集して行う会議をいう。以下同じ。）の開催、担当者に対する照会等により、当該施設サービス計画の原案について、担当者の専門的な見地からの意見を求めるとともに、当該入居者又はその家族に対して説明し、文書により当該入居者の同意を得る。
- 6 計画担当介護支援専門員は、施設サービス計画を作成した際には、当該施設サービス計画を入居者に交付する。
- 7 計画担当介護支援専門員は、施設サービス計画の作成後、当該施設サービス計画についての実施状況の把握（当該入居者についての継続的なアセスメントを含む。）を行い、必要に応じ変更を行う。この場合においては、第二項から前項までの規定を準用する。
- 8 計画担当介護支援専門員は、前項に規定する計画の実施状況の把握（以下この項において「モニタリング」という。）に当たっては、当該入居者及びその家族並びに担当者との連絡を継続的に行うとともに、特段の事情がない限り、定

期的に当該入居者に面接し、かつ、モニタリングを行い、その結果を記録する。

- 9 計画担当介護支援専門員は、入居者が要介護更新認定又は要介護状態区分の変更の認定を受けた場合においては、サービス担当者会議の開催、担当者に対する照会等により、施設サービス計画の変更の必要性について、担当者の専門的な見地からの意見を求める。

(介護)

第 16 条 施設は、各ユニットにおいて入居者が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことを支援するよう、入居者の心身の状況等に応じ、適切な技術をもって介護を行う。

- 2 施設は、入居者の日常生活における家事を、入居者が、その心身の状況等に応じ、それぞれの役割を持って行うよう支援する。
- 3 施設は、入居者が身体の清潔を維持し、快適な生活を営むことができるよう、入居者に入浴の機会を提供する。ただし、やむを得ない場合は、清しきを行うことをもって入浴の機会の提供に代える。
- 4 施設は、入居者の心身の状況に応じて、排せつの自立について必要な支援を行うとともに、おむつを使用せざるを得ない入居者のおむつを適切に取り替える。
- 5 施設は、入居者に褥瘡が生じないよう適切な介護を行うとともに、その発生を予防するための体制を整備する。
- 6 施設は、入居者が行う離床、着替え、整容その他の日常生活上の行為を支援する。
- 7 施設は、常時一人以上の常勤の介護職員を介護に従事させる。
- 8 施設は、入居者に対し、当該入居者の負担により、当該施設の従業者以外の者による介護を受けさせない。

(食事)

第 17 条 施設は、栄養並びに入居者の心身の状況及び嗜好を考慮した食事を提供する。

- 2 施設は、入居者の心身の状況に応じ、食事の自立について必要な支援を行う。

3 施設は、入居者の生活習慣を尊重した適切な時間に食事を提供するとともに、入居者がその心身の状況に応じ、可能な限り自立して食事をすることができるよう必要な時間を確保する。

4 施設は、入居者が相互に社会的関係を築くことができるよう、その意思を尊重しつつ、共同生活室で食事をすることを支援する。

(相談及び援助)

第 18 条 施設は、常に入居者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、入居者又はその家族に対し、相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行う。

(社会生活上の便宜の提供等)

第 19 条 施設は、入居者の嗜好に応じた趣味、教養又は娯楽に係る活動の機会を提供するとともに、入居者が自律的に行うこれらの活動を支援する。

2 施設は、入居者が日常生活を営むのに必要な行政機関等に対して行う申請、届出等の手続について、当該入居者又はその家族が行うことが困難である場合は、その者の同意を得て、代わって行う。

3 施設は、常に入居者の家族との連携を図るとともに、入居者とその家族との交流等の機会を確保するよう努める。

4 施設は、入居者の外出の機会を確保するよう努める。

(機能訓練)

第 20 条 施設は、入居者の心身の状況等に応じ、日常生活を営む上で必要な機能を改善し、又はその低下を防止するための訓練を行う。

(健康管理)

第 21 条 施設の医師及び看護職員は、常に入居者の健康の状況に注意し、健康保持のための必要な措置を講じる。

(入居者の入院期間中の取扱い)

第 22 条 施設は、入居者が病院又は診療所に入院する必要が生じた場合であって、入院後おおむね三月以内に退院することが見込まれるときは、その者及びその家族の希望等を勘案し、必要に応じて適切な便宜を供与するとともに、やむを得ない事情がある場合を除き、当該入居者が退院後再び当該施設に円滑に入居することができるようにする。

(入居者に関する市町村への通知)

第 23 条 施設は、入居者が正当な理由がなく、施設サービスの利用に関する指示に従わないことにより、要介護状態の程度を増進させたと認められる場合又は偽りその他不正の行為によって保険給付を受け、若しくは受けようとした場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知する。

第 5 章 緊急時における対応方法

(緊急時等の対応方法)

第 24 条 施設は、現に施設サービスの提供を行っているときに入居者の病状の急変が生じた場合その他緊急事態が生じた時は、速やかに主治医又は協力医療機関へ連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告しなければならない。

(管理者による管理)

第 25 条 施設の管理者は、専ら当該施設の業務に従事する。ただし、当該施設の管理上支障がないものとして併設する指定通所介護事業と兼務する。

(管理者の責務)

第 26 条 施設の管理者は、当該施設の従業者の管理、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行う。

2 施設の管理者は、従業者に第 4 章運営に関する事項の規定を遵守させるため、必要な指揮命令を行う。

(計画担当介護支援専門員の業務)

第 27 条 計画担当介護支援専門員は、施設サービス計画に規定する業務のほか、次に掲げる業務を行う。

- ① 入居申込者の入居に際し、当該入居申込者に係る居宅介護支援事業者に対する照会等により、当該入居申込者の心身の状況、過去の生活の状況、病歴、指定居宅サービス等の利用状況その他必要な事項を把握する。
- ② 入居者の心身の状況、置かれている環境等に照らし、当該入居者の居宅における生活の可能性について定期的に検討し、居宅において日常生活を営むことができるかと認められる入居者に対し、その者及びその家族の希望、退所後に置かれることとなる環境等を勘案し、当該入居者の円滑な退所のために必要な援助を行う。
- ③ 入居者の退所に際し、居宅サービス計画の作成等の援助に資するため、居宅介護支援事業者に対して情報を提供するほか、保健医療サービスを提供する者又は福祉サービスを提供する者と密接に連携する。
- ④ (指定介護福祉施設サービスの方針)に規定する身体拘束等の態様及び時間、その際の当該入居者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録する。
- ⑤ (苦情への対応)第 2 項に規定する苦情の内容等を記録する。
- ⑥ (事故発生の防止及び発生時の対応)第 3 項に規定する事故の状況及び事故に際して行った処置を記録する。

(勤務体制の確保等)

第 28 条 施設は、入居者に対し、適切な施設サービスを提供することができるよう従業員の勤務の体制を定めておく。

- 2 前項の従業員の勤務の体制を定めるに当たっては、入居者が安心して日常生活を送ることができるよう、継続性を重視したサービスの提供に配慮する観点から、規則に定める基準により職員の配置を行う。
- 3 施設の従業者によって施設サービスを提供する。ただし、入居者に対する施設サービスの提供に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。
- 4 施設は、従業者に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保する。

(1) 採用時研修	採用後 3 ヶ月以内
(2) 継続研修	研修計画を立案し、実施する。

(定員の遵守)

第 29 条 施設は、各ユニットの入居定員及び居室の定員を超えて入居させない。
ただし、災害、虐待を受けた高齢者の保護その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

第 6 章 非常災害対策

(非常災害対策)

第 30 条 施設は、非常災害時においては、入居者の安全第一を優先し、迅速適切な対応に努めるものとする。

2 施設は、消防法及び水防法令・土砂災害防止法令に基づき、非常災害その他緊急の事態に備えて、消防計画及び避難確保等に関する防災計画を作成し、職員及び入居者に対し周知徹底を図るため、通報、消火及び避難訓練を原則として年 2 回以上は、実施する。

3 施設は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めるものとする。

第 7 章 その他運営に関する事項

(衛生管理等)

第 31 条 施設は、入居者の使用する食器、設備及び飲用水について、衛生的な管理に努め、並びに衛生上必要な措置を講ずるとともに医薬品及び医療機器の管理を適正に行う。

2 施設は、当該施設において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じる。

① 当該施設における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。

② 当該施設において、介護職員その他の従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修を定期的実施する。

③ 前二号に掲げるもののほか、規則で定める措置

(医療機関との間の協力体制等)

第 32 条 施設は、入院治療を必要とする入居者のために、あらかじめ、医療機関との間に協力体制を整備する。

2 施設は、あらかじめ、歯科診療を行う医療機関との間に協力体制を整備しておくよう努める。

(掲示)

第 33 条 施設は、当該施設の見やすい場所に、運営規程の概要、従業員の勤務の体制、前条の医療機関の名称等、利用料その他のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示する。

(秘密保持等)

第 34 条 施設の従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た入居者又はその家族の秘密を漏らさない。

2 施設は、従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た入居者又はその家族の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講じる。

3 施設は、居宅介護支援事業者等に対し、入居者に関する情報を提供する際には、あらかじめ、文書により当該入居者の同意を得る。

(広告)

第 35 条 施設は、当該指施設について広告をする場合は、その内容が虚偽の又は誇大なものとならないようにする。

(居宅介護支援事業者に対する利益供与等の禁止)

第 36 条 施設は、居宅介護支援事業者又はその従業者に対し、要介護認定を受けている被保険者に当該施設を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与しない。

2 施設は、居宅介護支援事業者又はその従業者から、当該施設からの退所者を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を収受しない。

(苦情への対応)

第 37 条 施設は、その提供した施設サービスに関する入居者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じる。

- 2 施設は、前項の苦情を受け付けた場合は、当該苦情の内容等を記録する。
- 3 施設は、提供した施設サービスに関し、法第 23 条の規定による市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員が行う質問若しくは照会に応じるとともに、入居者からの苦情に関して市町村が行う調査に協力し、当該市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行う。この場合において、当該市町村から求めがあったときは、当該改善の内容を報告する。
- 4 施設は、提供した施設サービスに関する入居者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会（国民健康保険法（昭和 33 年法律第 192 号）第 45 条第 5 項に規定する国民健康保険団体連合会をいう。以下この項において同じ。）が行う法第 176 条第 1 項第 3 号の規定による調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から同号の規定による指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行う。この場合において、当該国民健康保険団体連合会から求めがあったときは、当該改善の内容を報告する。

(地域との連携等)

第 38 条 施設は、運営に当たっては、地域住民、ボランティア等との連携及び協力をを行う等の地域との交流を図る。

- 2 施設は、その運営に当たっては、提供した施設サービスに関する入居者からの苦情に関して、市町村等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市町村が実施する事業に協力するよう努める。

(事故発生の防止及び発生時の対応)

第 39 条 施設は、事故の発生及び再発を防止するため、従業者に対し、次に掲げる措置を講じる。

- ① 事故が発生した場合又はそれに至る危険性がある事態が生じた場合の対応、

報告の方法等が記載された事故発生の防止のための指針を整備する。

- ② 事故発生の防止のための委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）及び従業者に対する研修を定期的に行う。
 - ③ 前二号に掲げるもののほか、規則で定める措置
- 2 施設は、入居者に対する施設サービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに市町村、入居者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じる。
 - 3 施設は、前項の事故の状況及び事故に際して行った処置について、記録する。
 - 4 施設は、入居者に対する施設サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行う。

第8章 会計の区分及び記録の整備

（会計の区分）

第40条 施設は、施設サービスの事業の会計とその他の事業の会計とを区分する。

（記録等の整備）

第41条 施設は、従業者、設備及び会計に関する記録等を整備する。

2 施設は、入居者に対する施設サービスの提供に関する次に掲げる記録等を整備し、当該サービスを提供した日（第一号に掲げる施設サービス計画にあっては当該計画の完了の日、第四号に掲げる市町村への通知に係る記録にあっては当該通知の日）から5年間保存する。

- ① 施設サービス計画
- ② 提供した施設サービスの具体的な内容等の記録
- ③ 条例第16条第5項に規定する身体拘束等の態様及び時間、その際の入居者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録
- ④ 条例第25条の規定による市町村への通知に係る記録
- ⑤ 条例第30条第2項に規定する苦情の内容等の記録
- ⑥ 条例第32条第3項に規定する事故の状況及び事故に際して行った処置についての記録

(虐待防止に関する事項)

第 42 条 施設は、入居者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発防止等のため次の措置を講ずるものとする。

- ① 虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的で開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る
- ② 虐待防止のための指針の整備
- ③ 従業者に対し虐待を防止するための定期的な研修の実施
- ④ 前 3 号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置

2 施設は、施設サービス提供中に、当該施設の従事者又は養護者（入居者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる入居者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(業務継続計画の策定等)

第 43 条 施設は感染症や非常災害の発生時において、入居者に対する指定介護福祉施設サービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

- 2 施設は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に行うものとする。
- 3 施設は、定期的な業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(施設の利用に当たっての留意事項)

第 44 条 入居者は、次に掲げる事項を遵守すること。

- ① 共同生活の秩序を保ち、規律ある生活をする事。
- ② 火気の取扱いに注意すること。
- ③ けんか、口論、泥酔、中傷その他、他人の迷惑となるような行為をしないこと。
- ④ その他管理上必要な指示に従うこと。

(その他運営に関する留意事項)

第 45 条 施設は、全ての従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第 8 条第 2 項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じるものとする。

2 施設は、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。

3 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は事業者と事業所（施設）の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附則

この規程は、平成 31 年 1 月 1 日から施行する。

この規程は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。